

青森県において水産物の加工及び販売等を営む申立会社について、ALPS処理水の海洋放出（令和5年8月24日に開始）の予定が報道されるなどしたため、中国輸出用及び中国経由第三国輸出用の水産物の販売ができなくなったことにより生じた同年6月から同年8月までの逸失利益（製品の販売状況や販路の立証の程度等を考慮して、原発事故の影響割合を3割として算定。）の賠償が認められたほか、輸出ができなくなった水産物を国内の飼料用として販売するために要した追加的費用の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人とは、本件に関し、下記記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

	損害項目	期間	金額
ア	逸失利益	自 令和5年6月1日 至 令和5年8月31日	334万434円
イ	検査費用	令和5年10月31日 (支払日)	1万5680円
ウ	追加的費用（袋はぎ費用）	令和5年10月31日 (支払日)	199万3000円
エ	追加的費用（コンテナ通関延滞料）	令和6年3月26日 (支払日)	65万848円
和解金額			599万9962円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として599万9962円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を

相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人の双方が1通ずつをそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和8年1月30日

（仲介委員 尾野 恭史）